

国民年金だより

むつ年金事務所
☎ 22-2278

年金受給者のみなさんへ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書を送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成25年分「扶養親族等申告書」を送付される方		
年 齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

国民年金保険料納付案内・勸奨事業の開始について

平成24年10月1日より、これまで行ってきた「国民年金保険料収納事業」に変わり「国民年金保険料納付案内・勸奨事業」が開始されることとなりました。

これに伴い、委託事業者がこれまでの「(株)オリエントコーポレーション」から「東京ソフト(株)」に変更となるほか、事業内容についても下記のとおり変更となります。

【委託期間】平成24年10月1日～平成25年1月31日（4ヶ月間）

【委託事業者】東京ソフト株式会社

（東京都品川区大井1-28-1 住友不動産大井町駅ビル4F）

【事業内容】

①国民年金保険料未納者に対する納付案内・勸奨事業

未納者に対して、電話により保険料が納付期限までに納付されていない事実の案内、納付されていない理由の確認および保険料の納付の勸奨を行う。

②国民年金保険料免除等の申請手続きの勸奨業務

未納者に対して、電話および個別訪問により保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認した結果、所得がないまたは極めて低額であるといった経済的理由である場合、保険料の免除等の制度について説明を行い、免除等の申請手続きの勸奨に関する業務を行う。

※「電話」、「個別訪問」による手法のみで、「文書送付」は実施しません。

【個別訪問員氏名】

むつ年金事務所管内担当 成田 瑛（なりた あきら）

【電話勸奨・個別訪問の実施時間帯】

①電話勸奨（日、祝祭日を除く。） 午前9時～午後8時

②個別訪問（祝祭日を除く。） 午前9時～午後8時

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：七戸

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人のみなさんへ

一定の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人などの方々に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。この制度が始まった平成20年1月1日時点で一定の要件に当てはまっていた方は、平成24年12月31日が申請の締め切り日となります。まだ、申請がお済みでない方は、厚生労働省中国残留邦人等支援室（03-5253-1111 内線3468）まで、お問合せください。（中国語対応可）

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/dl/zanryukoji12-01.pdf>